

## 委員会提出議案

地方自治法の一部改正に伴う

「西条市議会議規則の一部を改正する規則案」と「西条市議会委員会条例の一部を改正する条例案」が議会運営委員会から提案され、原案可決された後、所要の改正が行われました。

### 請願

12月定例会における請願の審査状況は、次のとおりです。

#### 〔不採択〕

・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願

・原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願

●同補充員  
鈴木一色通基和敬氏  
明比和子氏  
塩出裕和氏  
四宮義勝氏  
別宮隆氏  
保允氏

・安全・安心社会を実現するため公務・公共サービスの体制機能の充実を求める請願

●選挙管理委員  
西条市壬生川財産区管理委員の任命  
矢野勝氏

・中小業者の家族専従者の人権保障のため、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

・MV-22オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書採択についての請願

公平委員会委員に、  
村上和也氏  
を任命することに同意しました。

編集後記

大寒を迎えるまことに寒さは今が極みの感がいたします。皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

## 西条市壬生川財産区 管理委員の任命

西条市壬生川財産区管理委員に、矢野勝氏を任命することに同意しました。

### 首長不信任決議について

地方自治体の議会には、地方自治法により普通地方公共団体の長に対する不信任決議が認められています。

不信任決議は、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上が出席する都道府県または市町村の議会の本会議において4分の3以上の賛成により成立します。

不信任決議を受けた首長は、10日以内に議会を解散することができます。解散しなければ10日が経過した時点で失職します。

## 西条市議会解散

1月17日、地方自治法第178条第1項の規定により、西条市議会は解散されました。



西条市明屋敷164番地  
西条市議会事務局

TEL 0897-52-1261

## 継続審査

・中小業者の家族専従者の人権保障のため、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

・MV-22オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書採択についての請願

任期満了に伴う選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われ、選挙の結果、指名推選によって次のかたがたがそれぞれ当選されました。